

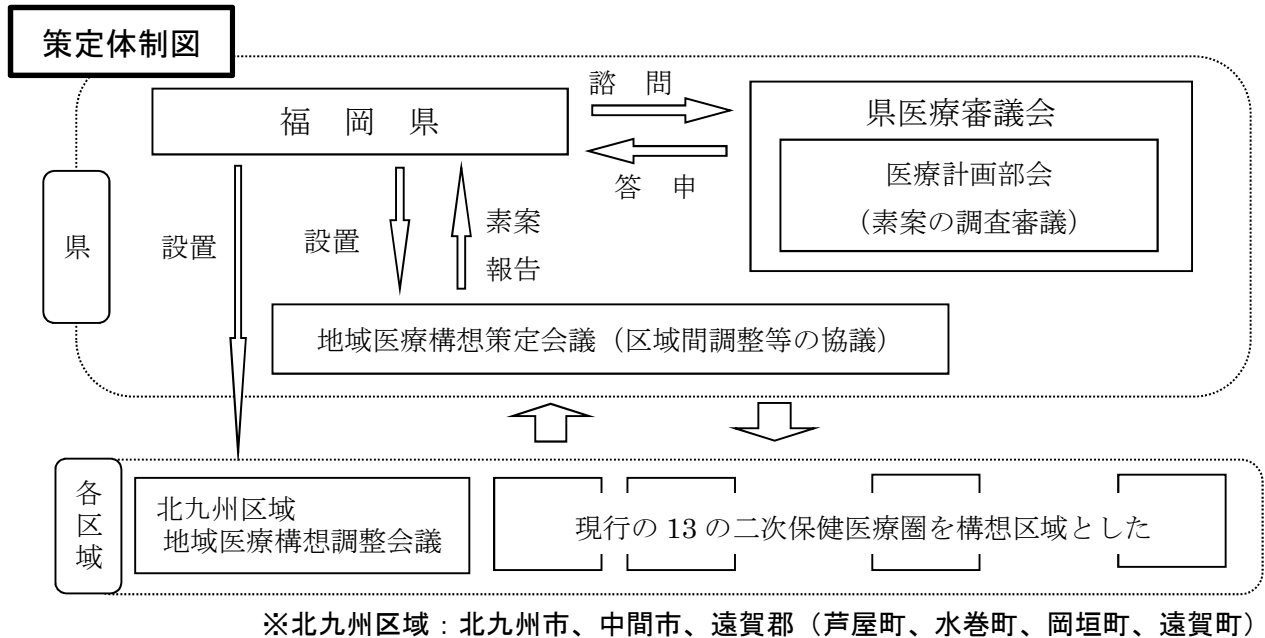
福岡県による地域医療構想の策定について

1 地域医療構想について

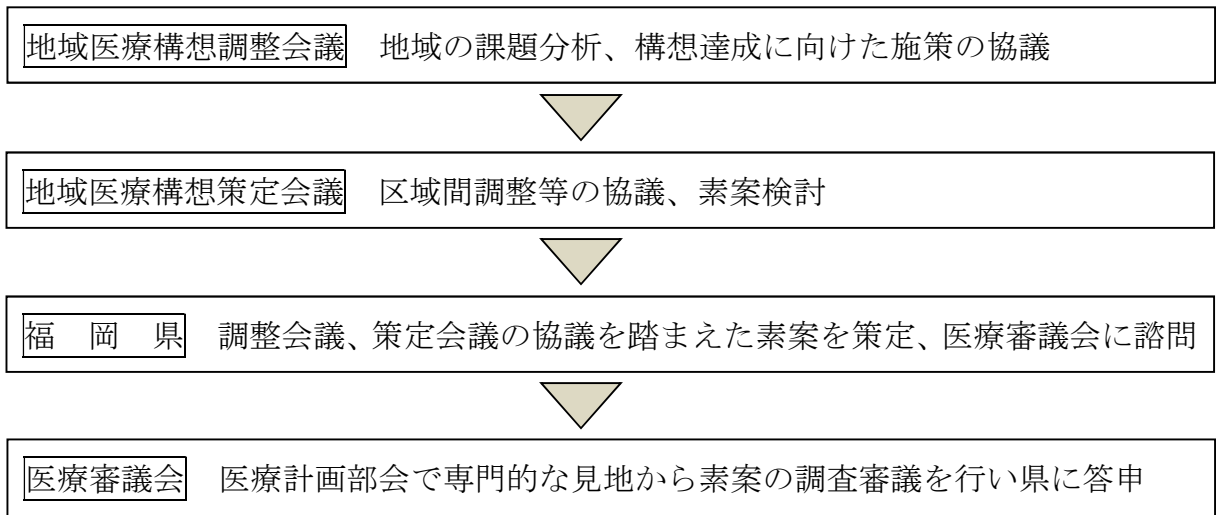
「地域医療構想」は、平成26年の医療法改正により、新たに都道府県が策定することとされたものであり、同法に基づき都道府県が策定する保健医療計画の一部である。

この地域医療構想は、医療や介護の需要が増加する平成37（2025）年においても、必要となる医療・介護の提供体制を確保していくために、病床の機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとの医療需要と必要病床数を推計し、あるべき医療提供体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すものである。

2 策定体制及び策定の流れ



策定の流れ



3 福岡県地域医療構想策定会議、調整会議、医療審議会等の開催状況

別紙1 「福岡県地域医療構想策定会議、調整会議、医療審議会等の開催状況」
参照

4 福岡県地域医療構想について

平成29年3月1日策定（3月6日公示）

別紙2 「福岡県地域医療構想」概要版 参照